

## 《ステップ1》

### 相続開始から相続税の申告と納税までの一般的なスケジュール

7日以内

○被相続人の死亡（相続開始）

通夜、葬式、初七日

【関連】 葬式費用の支払いと領収書の整理・保管

○死亡届の提出

3か月以内

○遺言書の有無を確認

・遺言書があるときは、遺言書は開封せずに、家庭裁判所に提出して「検認」を請求しなければなりません。

\*遺言が公正証書の場合、上記手続きは不要です。

四十九日法要

○相続人の確定

・戸籍、除籍謄本の取寄せ

○遺産、生前贈与、債務等の調査・確定

・被相続人が作成した「財産目録」や、預貯金通帳・証書、株式取引明細書、生命保険証書、過去の贈与税申告書写し、借入証書等から「財産目録」を作成します。

【関連】 併行して、生命保険金の請求、公共料金等の支払い名義人の変更等

○相続の承認及び放棄の決断

・「限定承認」もしくは「相続放棄」（いずれも10ページ参照）の意思表示は、家庭裁判所に申述書を提出する方法により行わなければなりません。



## ◎被相続人の所得税の準確定申告【税務手続き】

- ・被相続人のその年の1月1日から相続開始の日までの所得や所得控除等の判る書類を準備して、申告が必要な場合には申告書を作成の上、税務署へ提出します。納税額が発生している場合は納税を済ませます。



=== 以下、遺言書がないパターンで記載します ===

## ◎相続税の申告の要否のための財産の試算

- ・相続税法上の課税財産等を確定した上で、各種財産等の評価を実施します。

## ○特別代理人の選任

- ・相続人が配偶者と未成年者の子で、利益相反の場合などは、家庭裁判所に選任の申立てが必要になります。

## ○遺産分割協議

- ・遺産分割協議書の作成、署名、押印（実印）

## ○不動産の相続登記、その他財産の名義変更

- ・遺産分割協議書に基づく財産の移転

## ◎相続税の申告書の作成（申告が必要な場合のみ）

- ・実際に納税すべき税額の確認
- ・納税資金の準備

## ◎相続税の申告書の提出と納税【税務手続き】

**以上のように、多くの行事や手続きなどで、**

**10ヶ月は「あっ」という間に過ぎてしまいます…。**

**お早めのご準備と専門家(税理士等)へのご相談  
をお勧めします！**